

第3号議案 平成21年度事業計画（案）について

平成21年度事業計画（案）

自 平成21年 1月 1日

至 平成21年 12月 31日

21世紀は、環境にやさしい持続可能な経済社会システムへの変革の時代と言われ、「エネルギー」と「資源」の抜本的対策が経済社会活動を動かす両輪だと言われている。このことは、国の第2次循環型社会形成推進基本計画（H8.3閣議決定）の中にも示されており、昨年のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、エネルギー効率を高めての「低炭素社会の実現」及び資源効率を向上させての「循環型社会の構築」を国家的世界的課題として提唱している。

しかし、最近の世界経済は、昨年のアメリカでのサブプライム問題を契機に、100年に一度とも言われる金融危機に巻き込まれ失速している。

この現象は、日本でも同様で、鉄鋼や自動車などの基幹産業が大幅減産に入るなど、産業活動全体が停滞し消費者マインドを低下させるなど实体经济に大きな影響を及ぼしている。しかも、この経済回復には、相当長期間を要すると予測されている。

エネルギー転換と資源循環の一端を担っている我々業界にとって、このような産業活動の低迷が長期化すれば、廃棄物の大幅な減少によって益々競争が激化し、多くの業者が集約淘汰されて行く恐れがある。

また一方、今後の廃棄物処理業は、資源循環をめざした総合リサイクル業への転換が一層進むと予想され、そのための経営の高度化や透明化が重要と言われていることから、我々業界も未利用木材資源確保対策など必要な対策により一層組織力を強化して取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、NPO 法人発足6年目を迎えた当連合会は、本年度を第2期5カ年の出発年として、これまでの組織運営や事業活動を積極的に見直し、「エネルギー」と「資源」を柱とする経済社会システム変革の時代に即応していく必要がある。

このため、本年度は、更なる業界の安定と発展を目指して、新たに次の活動目標を掲げ別紙のとおり各種事業を推進することとする。

—平成21年度の主な活動目標—

1. 連合会組織を一層強化するため、会員不在県の解消に努めると共に、九州環境ネットワークの正会員化と北海道及び北陸協会の新設に取り組む。
また、会員への経済的メリットを確保するためホットラインを創設する。
2. 連合会活動の支援体制を拡充するため、新たに「認定NPO法人」化を図り、広く税制上で優遇される寄付金の受け入れ態勢を整備する。
3. 自立に向けた活動資金を確保するため、共同購入や共販事業のほか、研修会や講習会等の有料化、損保や旅行斡旋など新たな収益事業に着手する。

平成21年度事業計画（案）

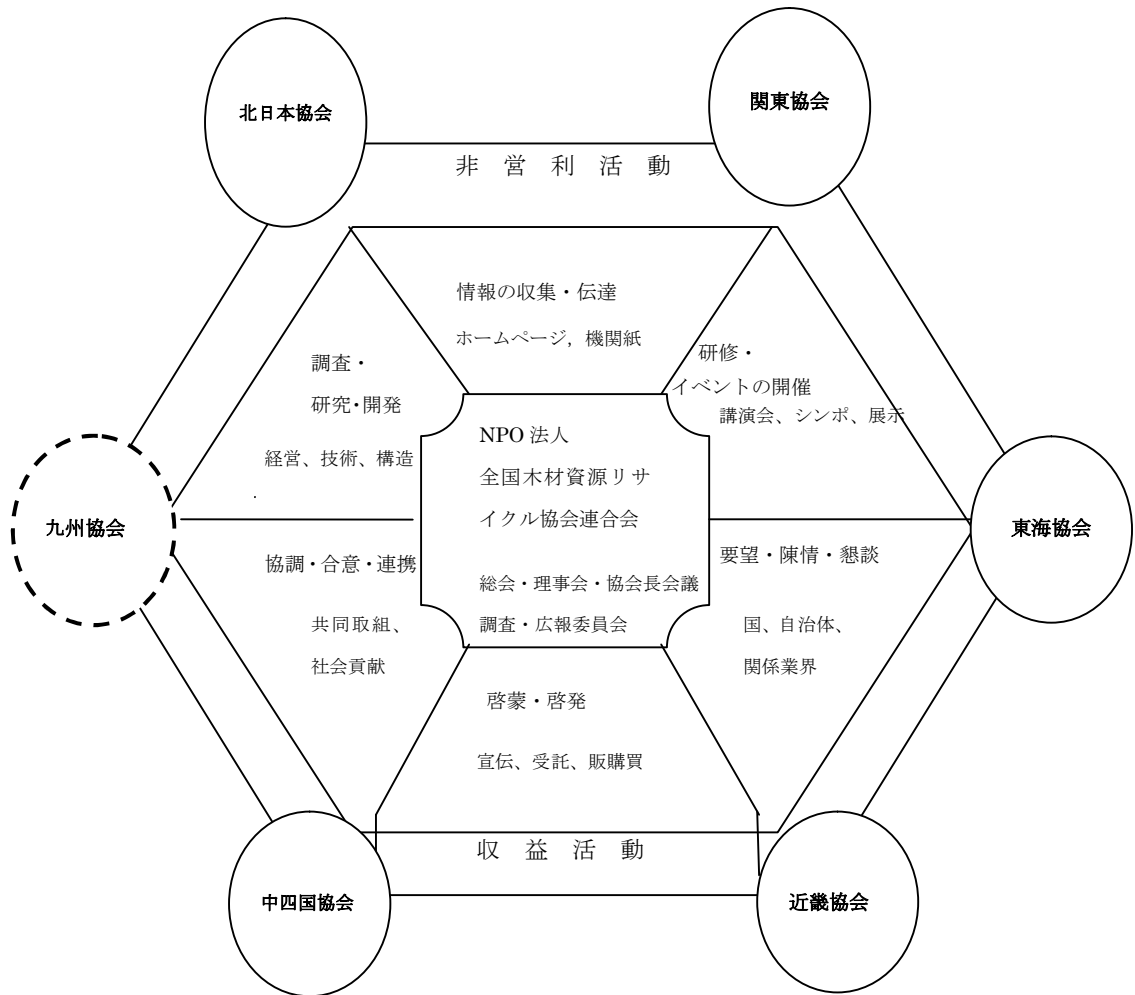
A. 非営利活動関係

1. 情報の収集・伝達に関する事業
① ホームページ等通信手段活用事業 ホームページを活用して必要な情報を随時提供すると共に、調査結果およびイベント内容等を公表する。 また、 新たに 会員直結の有益な情報提供手段（ホットライン）を検討する。
② 機関誌等発行配布事業 会報及びパンフレット・チラシ等を作成し、会員及び関係者に広く配布する。
2. 調査・研究・開発に関する事業
① 木材資源リサイクル調査及び広報活動推進委員会の開催（毎月） 連合会活動に必要な調査及び広報に関する手法等を検討し各種の事業推進に資する。 また、 新たに 「認定NPO法人」化及び組織拡充のあり方等について検討する。
② 木材資源の需給実態調査事業 木材資源のリサイクル推進に必要な資材確保から製品供給に至る木質チップ等の生産・流通・販売に係る市場実態を定期的に調査し的確な情報を会員に伝達する。
③ 未利用木材資源調査事業 原料および燃料用の木質チップ資材を確保するため、国・自治体施策に協力するとともに関係団体と連携し、林地残材等の未利用木材資源対策を促進する。
④ 木質チップ等品質規格設定調査事業 木質チップ等の規格品が取引価格に反映できるよう公認規格の設定調査を実施し国等関係機関に提案する。
3. 研修・イベント開催に関する事業
① 第6回時局講演会の開催 3月の定期総会に合わせて、国土交通省及び3R活動推進フォーラムから講師を招き時局講演会を開催する。
② 第4回シンポジウム等の開催 業界の安定と発展に資するため、各協会の協力を得て木質チップ等の生産・流通・販売に係るシンポジウム等を開催し公開討論する。
③ 第4回ユーザー懇談会の開催 マテリアル及びサーマル業界代表者並びに国の担当者を交え、木質チップ等の需給問題について意見交換し、当面の課題の解消と取引の改善に資する。
④ 第2回視察研修会の開催 木質チップ等の生産・販売に係る優良事例を研修するため、2月に大分県の㈱日田ウッドパワー及び北九州・エコタウン等を視察する。

<p>4. 協調・合意・連携に関する事業</p> <p>① 会員協会との協調・合意・連携の強化 各協会の事業活動に協調するとともに業界発展のために連携を強化する。 また、必要に応じて各協会の総会・理事会・例会等に参加し合意形成に努める。</p> <p>② 第3回賛助会員懇談会の開催 賛助会員と連携を強化し、連合会事業の理解と協力を得るため懇談会を開催する。</p> <p>③ 国・自治体施策への協力 木材資源のリサイクル推進に係る公的事業に対し要請があれば積極的に協力する。</p> <p>④ 関係業界団体との連携強化 木質チップ等の需給対策を強化するため、関係する業界団体と必要な会議を開催し、資材の安定確保と適正な供給体制の確立に努める。</p> <p>⑤ 各種委員会及び協議会等への積極的参加 国及び自治体並びに建設副産物リサイクル広報推進会議（事務局：（財）先端建設技術センター）等の各種委員会に積極的に参画し、木材資源のリサイクル推進に係る必要な検討を行う。</p> <p>⑥ 連合会運営事業 各種の連合会活動を的確に運営するため、定期的に協会長会議・理事会・総会及び事務局会議等を開催し、検討結果を基に適切に各種事業を推進する。</p>
<p>5. 要望・陳情・懇談に関する事業</p> <p>① 国及び関係業界等に対する要望・陳情等 木材資源のリサイクル推進に係る制度改善及び課題解消に必要な事項について定期的に国及び関係機関に要望・陳情するとともに懇談等により理解と協力を求める。</p>
<p>6. 啓蒙・啓発に関する事業</p> <p>① 新聞・テレビ等広報媒体の活用 連合会が実施した調査結果及びイベント情報等を新聞・テレビ等の広報媒体を通じて積極的に啓発する。</p> <p>② 第3回環境展等への参加 5月の環境展及び10月のバイオマス展等に出展し、木材資源リサイクルの取り組みについて啓発し、関係者の理解と協力を求める。</p>

B. 収益活動関係

<p>1. 組織活動運営費確保対策事業</p> <p>各種事業の活動運営資金を確保するため、新たに共同購入や共販事業のほか、研修会や講習会等の有料化、損保や旅行斡旋など実施可能な収益事業に着手する。</p>
--



連合会活動の基本構造